

松江市特別支援教育の在り方について（答申）

松江市特別支援教育の在り方検討委員会

平成22年5月7日

※ 本答申においては、障がい者の人権をより尊重する観点から、  
「障害」を「障がい」と表記しています。

## 目 次

はじめに.....	P1
I 松江市の障がい等のある子どもの現状と課題.....	P2
1 現状	
2 課題	
II 松江市の特別支援教育推進の基本的な考え方.....	P4
1 教育的ニーズに応じた支援の充実	
2 教育・保健・福祉・医療等が一体となった、乳幼児期からの一貫した支援体制の構築	
3 早期からの気づきと相談・支援の充実	
4 保育所・幼稚園、小学校、中学校のそれぞれのステージにおける支援の充実	
5 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と情報共有化	
6 中学校卒業後の関係機関との連携と、青年期への移行	
7 すべての担当者の理解促進と資質向上	
III 教育・保健・福祉・医療等が一体となった支援体制の構築について.....	P6
1 教育・保健・福祉・医療等関係部署が一体となった一貫した支援の充実	
(1) 教育・保健・福祉・医療等が一体となった支援体制	
(2) 個人情報の取り扱いと支援ツールの改善工夫	
2 「支援センター」の役割と機能	
(1) 早期からの相談と支援のコーディネート	
(2) 就学前の早期支援（療育等）の充実	
(3) 所属校園への指導及びコンサルテーション	
(4) 担当者等への研修の実施	
(5) 理解啓発・交流	
(6) 発達支援に関するネットワーク	
3 「支援センター」の体制	
(1) 「支援センター」の組織	
(2) 医療との連携	
IV 早期の気づきから一貫した支援の充実について.....	P9
1 乳幼児期の気づきを高める体制	
(1) 健康診査等の体制	
①乳幼児健康診査の在り方	
②保育所・幼稚園での気づきを高める体制	
③就学前の発達スクリーニングの在り方	
④就学時健康診断の在り方	
(2) 各機関の相談事業による気づきの体制	
2 気づきから早期支援を図る体制	
3 保育・教育の場における支援の在り方	

- (1) 保育所・幼稚園における支援体制
  - ①所(園)内体制の整備
  - ②特別支援児童教室の支援体制の充実
- (2) 小学校・中学校の支援体制の充実
  - ①校内支援体制の在り方
    - ア) 特別支援教育コーディネーターの在り方
    - イ) 校内委員会の在り方
    - ウ) 実態把握から支援までの校内支援システム
  - ②通常の学級での特別支援教育の推進
    - ア) ユニバーサルデザインによる授業改善
    - イ) 教育的ニーズに対応した新たな指導体制
  - ③特別支援学級における特別支援教育の充実
    - ア) 将来の生活の充実につながる生きる力の育成
    - イ) 特別支援学級の計画的拡充と効果的運営
    - ウ) 中学校における職業教育
  - ④通級による指導の充実
    - ア) 通級指導教室の計画的拡充
    - イ) 在籍校との連携強化
    - ウ) 通級指導教室の指導内容・方法の工夫改善
    - エ) 特別支援児童教室との連携
- (3) 地域における支援の拡充
- (4) 特別支援学校との連携強化
- (5) 支援環境としての人的支援の整備
  - ①保育所・幼稚園における指導員等の配置
  - ②特別支援教育支援員の配置
  - ③特別支援学級介助員の配置
  - ④非常勤講師等の配置
  - ⑤その他
- (6) 支援環境としての物的支援の整備
  - ①教材・備品整備
  - ②施設整備
- (7) 保幼小の連携と小中の一貫した支援の充実
  - ①個別の移行支援計画の作成による支援の充実
  - ②中学校区での一貫した就学・支援、相談体制の強化
- (8) 松江市全体としての支援システムの構築
  - ①相談から支援につなげるシステムの構築
  - ②巡回相談、巡回指導体制の充実
  - ③専門家によるLD等の判断・助言システムの構築
- (9) 生徒指導、要保護対策関係課等との連携と役割分担

## 2 関係機関との連携

- (1) ネットワークの構築
- (2) 上級学校関係者や島根県教育委員会との連携
- (3) 若者への相談支援機関との連携
- (4) 労働関係機関との連携

## 3 情報発信

- (1) ホームページ等による情報発信
- (2) 相談会や交流会の開催

## 4 企業等に対する啓発

# VI 特別支援教育推進のための研修及び研究の推進について ..... P17

## 1 特別支援教育に関わる人材育成

- (1) 特別支援教育に関する研修の実施
  - ①保育士・幼稚園教員等のスキルアップ
  - ②小学校・中学校教員のスキルアップ
    - ア) 通常の学級担当者への計画的研修の実施
    - イ) 特別支援学級担当者への研修の充実
- (2) 特別支援教育の地域におけるリーダー養成研修の実施
  - ①通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター等への研修
  - ②派遣研修の促進
- (3) 支援者啓発研修の実施
  - ①理解啓発の促進
  - ②ペアレントメンター等の養成

## 2 特別支援教育推進のモデル研究等の推進

- (1) 通常の学級における授業改善実践研究の推進
- (2) 小中一貫教育を踏まえた、中学校区特別支援教育体制整備の研究推進
- (3) 保幼小中が連携した支援の実践研究の推進

## 3 特別支援教育推進のためのガイドライン作成

### 資料集

- ※資料 1 特別支援学級数及び在籍数等の状況
- ※資料 2 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒数の状況
- ※資料 3 通級指導教室における指導状況
- ※資料 4 就学時健康診断の吟味検査実施状況
- ※資料 5 発達健康相談の受診数の状況
- ※資料 6 なかよし教室利用者の状況
- ※資料 7 特別支援児童教室指導人数の状況
- ※資料 8 保育所・幼稚園における人的支援の状況
- ※資料 9 教育相談の状況 (1) 特別支援児童教室ほっと相談室  
(2) 特別支援教育相談
- ※資料 10 松江市内の県立特別支援学校高等部在籍生徒数の状況
- ※資料 11 松江市保育・教育サポート事業の状況

## はじめに

学校教育法等の一部改正によって平成 19 年度より施行された特別支援教育は、直接的には障がいのある子どもの教育について、従来の特殊教育に代わる新たな仕組みを整備しようとするものである。しかしその理念として「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」（「特別支援教育の推進について（通知）」2007 年 4 月 1 日文部科学省初等中等教育局長通知）と述べられていることは、この教育の推進が市民社会全体の質を向上させる上で非常に重要な意味をもつものであることを明示している。特別支援教育の理念は、私たちが一人ひとりのちがいを認め合い支え合うことで、現代社会に生きる誰もが当面する可能性のある「生きにくさ」を共に乗り越えていこうとする、新たな市民社会の姿を提案するものと言えるであろう。

本答申はこうした特別支援教育の理念を踏まえた上で、松江市における今後の特別支援教育の在り方についてその基本的な方向性を示した。同時に関連する諸課題を諮問事項に沿って整理し、できるだけ具体的な施策の在り方を提言するよう努めた。医療、大学・研究機関、学校教育、幼児教育、保健・福祉、青少年・就労、そして保護者という多様な領域・立場からの 13 名の委員は、平成 21 年 11 月に委嘱を受けてより 3 回の会合において議論を重ねてきた。毎回の原案は、これも異なる部署から度重なる庁内作業部会、保幼小中作業部会を経て作成されたものであった。さまざまな立場・見方・専門性、あるいは組織・所轄・機能分担などが、単なる連携を超え、「障がいのある子どもや家族の立場になって一体となった支援ができる」…そのような特別支援教育の姿が松江市において実現されることを本委員会はめざした。

通常の発達がそうであるのとまったく同様、たとえ障がい名が同じであっても子どもの成長の姿は常に個性的であり、ゆえにそのもっとも適切な支援の在り方は、一人ひとりの子どもの“今”に寄り添いながら、いつも新鮮で柔軟な試行錯誤の中で検討されなければならない。さまざまな領域の多様な専門性や行政の多様な支援施策は、個に応じた試行錯誤のためにこそある。本答申の核である新たな「特別支援教育総合支援センター（仮称）」の設置をはじめ、ここに提案したさまざまな施策が、障がいのある子どもとその家族の幸せのための最適解を導くものとなり、ひいてはこの特別支援教育の推進が「どこよりも住みやすい街、松江」の一つの礎となることを切に願うものである。

平成 22 年 5 月 7 日

松江市特別支援教育の在り方検討委員会委員長 肥後 功一

# 松江市特別支援教育の在り方について

## I 松江市の障がい等のある子どもの現状と課題

### 1 現状

障がい等のある子どもの教育については、平成18年7月に学校教育法が一部改正され、特別支援学級のみならず通常の学級における特別支援教育もすすめていくことが明確に示された。そして、平成19年4月1日の改正学校教育法の施行に伴い、特別支援教育が正式にスタートしている。特別支援教育は、これまでの特殊教育に加え、通常の学級に在籍する発達障がい等の子どもへの支援も含め、障がい等による特別な教育的ニーズに応じた支援を行う教育として位置づけられている。特別支援教育を推進するにあたっては、教育・保健・福祉・医療等の関係機関の連携や早期からの気づきと支援が極めて重要であることが、文部科学省が諮問した研究協力者会議報告書などで指摘されているところである。

松江市においては、これに先駆け平成13年4月1日に教育委員会学校教育課内に特別支援教育室を設置し、室長以下4名を配置して特別支援教育の推進体制の充実を図った。

また、昭和50年度から幼稚園に設置してきた言語障がい・情緒障がい特殊学級を特別支援児童教室として再編成し、平成18年度には市内4園に6教室の「特別支援児童教室」と2つの「ほっと相談室」を設置し、早期からの特別支援教育の推進体制の充実を図ってきている。特別支援児童教室では、児童デイサービスや小規模療育事業の「なかよし教室」との連携を図り、障がい等のある児童及び保護者への支援の充実に努めており、児童期の支援から就学へ円滑につなげる重要な役割を果たしてきている。さらに、保護者の情報管理のもと関係機関が情報共有できる相談支援ツールとしてサポートファイル「だんだん」を作成し、その活用を図っている。

また、障がいの多様化がすすむ中で、肢体不自由等により車いすによる移動が必要な子どもの教育と就学指導の拠点として、南北拠点校を位置付けて充実を図ってきた。

しかし、近年の松江市においては、特別な支援の必要性が一層増大している。松江市内特別支援学級の在籍数の割合をみると、平成19年度の1.2%に比べて、平成21年度は1.5%と増加している。特に知的障がい、自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級数及び在籍数が増加している。(※資料1) また、発達障がい等通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、平成17年度の調査では小学校で5.2%，中学校で1.0%であったものが、平成21年度では小学校で6.0%，中学校で3.1%となっている。(※資料2) 通常の学級においても、何らかの特別な支援が必要な児童生徒がかなりの割合で在籍し、授業の在り方や集団適応への配慮が必要な状況である。

一方、就学前児の状況については、平成20年度の就学時健康診断の知能検査において精密検査を実施した児は、全体の10.4%にあたる183人であった。さらにその結果、境界知能を含めたIQ85以下の児は約4.5%であった。(※資料4)この中には、知的な遅れではなく対人関係などの社会性の困難がある高機能広汎性発達障がいなどは含まれない。従って、何らかの特別な支援が必要な児はさらに多いと推測される。

また、障がい等のある乳幼児への早期からの気づきについては、乳幼児健康診査が重要な役割を担っている。1歳半健診や3歳児健診において発達の遅れが気になる場合には、発達健康相談への受診を勧めている。平成20年度の発達健康相談受診数は114件であった。(※資料5)発達健康相談から未就園の3歳児までを対象として小規模療育事業の「なかよし教室」において母子支援を行っており、平成20年度は年間30組の母子の療育を行った。(※資料6)3歳以降の児についても、児童デイサービスで約35名、特別支援児教室で58名の合計100名弱の療育を実施している。(※資料7)そのうち就学前児は38名で、これは全ての就学前児数の約2.3%であった。小学校での要支援児童が全体の6.0%であること、就学時健康診断の知能検査でIQ85以下の児が4.5%であることからすると、就学前の支援の実績は決して十分とは言えない。

保育所・幼稚園に在籍する特別な支援を必要とする児への支援については、保育士加配や特別支援指導員の配置によって支援の充実を図っている。(※資料8)しかし、専門的な指導や支援の実施という点では課題が多い。

その他、小中学校5校に設置する通級指導教室についても、平成17年度119人であった指導数が平成21年度は168人と増加している。(※資料3)

さらに、平成20年度の特別支援教育の教育相談件数についても、平成17年度と比べ、児で約1.5倍、学齢児で約2.4倍に増えており、潜在的なニーズは多いと考えられる。(※資料9)

## 2 課題

上記のような現状を踏まえ、松江市における課題としては、次の点が挙げられる。

まず1点目は、特別な支援が必要な児については、就学前からの特別な支援の実施実績が十分でなく、より多面的な視点での早期からの気づきと支援の充実が課題である。特に発達障がいは、環境である集団の影響を受けやすく、個々の障がい特性にアプローチする視点と集団の中で個を見ていく教育の視点が必要であり、教育・保健・福祉・医療等が一体となって早期からの気づきと支援の体制を一層充実させていくことが必要である。南北拠点校による就学指導体制の充実で一定の成果は見られるものの、今後は他の部署との一体となった取り組みが必要である。

2点目に、保育所・幼稚園、小学校、中学校それぞれの所属において、適切な実態の捉えに基づいた日常の支援の充実を図ることが課題となる。特別支援教育コーディネーターを中心とした校(園)内支援体制のシステム化を図り、より機能的な体制に

することが重要である。そのためにも、組織としての対応を明確にし、必要に応じて外部の人的支援を求められるよう検討することも必要である。

3点目の課題は、小学校や中学校で安定した学校生活を送るために、保育所や幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、子どもの実態や支援の必要性、具体的な支援目標や内容などの情報をきちんとつなぎ、乳幼児期から情報を確実に共有できるようしていくことである。そのためには、各ステージにおいて個別の指導計画や教育・保健・福祉・医療等の視点を盛り込んだ個別の教育支援計画を作成し、確実に引き継いで、一体的に支援を行う体制をつくることが重要である。

4点目の課題としては、特別支援学級児童生徒の在籍数や通常学級における特別な支援が必要な子どもが増加していることから、将来の生活の充実に向けて、関係機関が一層連携し、家族支援を含めてより早期からの継続した相談支援体制を充実していくことである。

5点目は、発達障がい等のある生徒の進路保障である。通常の学級に在籍する発達障がい等のある生徒にとって、中学校卒業後の高等学校等での適応に課題が多く、高等学校等へ支援をつなぎ、福祉と連携を図りながら将来の生活の充実に向けて相談や支援を継続することができる体制をつくることが課題である。(※資料10)

そして、6点目の課題は、支援の鍵を握る直接の担当者の指導力向上をより一層図ることである。また、発達障がい等のある子どもの保護者や一般市民への理解を図り、子どもを取り巻く環境をより理解ある環境にしていくことも重要である。

以上のような課題を踏まえ、松江市においては、これまでの特別支援教育の成果を活かしながら、さらに教育・保健・福祉・医療等のつながりを強化し、乳幼児期から青年期に向けた一貫した支援体制を構築していくことが、今後取り組むべき大きな課題であると考えられる。

## II 松江市の特別支援教育推進の基本的な考え方

### 1 教育的ニーズに応じた支援の充実

発達障がい等のある子どもへの対応が大きな課題となっていることを踏まえ、保育所・幼稚園、小学校、中学校などのそれぞれのステージにおいて、支援が必要なすべての子どもの様々な教育的ニーズを的確に把握し、教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援を充実させていくことが重要である。そして、後期中等教育及び青年期へ支援をつないでいくことが必要である。

### 2 教育・保健・福祉・医療等が一体となった、乳幼児期からの一貫した支援体制の構築

これまでの関係機関の連携による支援を一步進めて、教育・保健・福祉・医療等が一体となって、乳幼児期から青年期まで一貫した支援をコーディネートしていく新たな

な体制づくりが求められる。松江市全体の発達支援システムを構築し、各機関での支援に確実につなげたり、支援の充実を図ったりするために、市役所の関係課を統括・調整していく拠点となる組織を設置することが必要である。

また、南北拠点校については、肢体不自由等のある子どもの拠点校として、施設設備の充実を図ることが求められる。

### 3 早期からの気づきと相談・支援の充実

障がい等のある子ども及び家族への支援をより効果的にすすめるためには、やはり保護者をはじめとした該当の子どもにかかわる大人の早期からの気づきと相談・支援の充実が重要である。何らかのつまづきや戸惑いをもっている子どもへの気づきを一層高め、早期から適切な環境調整や支援を行うことにより、その後の適応が大きく変わってくる。より的確な気づきを促すために、行政の具体的な施策や仕組みづくりをすすめていくことが重要である。

### 4 保育所・幼稚園、小学校、中学校のそれぞれのステージにおける支援の充実

保育所・幼稚園、小学校、中学校の日常の場における支援の充実を図ることが重要である。そのためには、これまでの支援の成果を踏まえ、実態把握から具体的支援を計画的に行うための組織的な支援体制の充実を図るとともに、巡回相談や巡回指導によりそれぞれのステージへの専門的な指導助言や物的・人的環境の充実を図ることが必要である。

### 5 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と情報共有化

特別な支援が必要な子どもの将来の生活の充実につながる生きる力を育てるためには、早期からの計画的で細かな指導や支援が不可欠である。小学校・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に示されたように、各ステージにおいて個別の指導計画や関係機関のかかわりを明確にした個別の教育支援計画などを適切に作成し、次のステージに確実に引き継いでいくことが重要である。

また、子どもの実態や支援等の具体的な情報を一括管理し、共有したり引き継いだりするための方法について検討し、よりよいシステムをつくることが必要である。

さらに、セキュリティーに守られたインターネットなどを活用した関係機関の連携ネットワークを強化することが求められる。

### 6 中学校卒業後の関係機関との連携と、青年期への移行

発達障がい等のある子どもたちの進路は極めて限られている現状があることから、将来の生活の充実をめざした進学や就労に向け、義務教育段階までの関係機関、高等学校、特別支援学校、発達障がい者支援センター、若者への相談支援機関、労働関係機関、事業所が連携強化を図るとともに、より一層情報の共有化が図られるようにすることが必要である。

さらに、青年期の相談支援を継続するなかで、生活・就労・社会適応などに関する相談ができるようになると、青年期への円滑な移行をめざした支援をすすめることが必要である。

## 7 すべての担当者の理解促進と資質向上

発達障がいも含め障がい等のある子どもにかかわるすべての大人は、人的環境として重要な立場にある。従って、子どもにかかわるすべての職員に対し、研修を充実させ、それぞれの資質向上を図り、子どもたちの将来の生活の充実につながる生きる力を伸ばす応援隊としての機能の向上を図ることが必要である。特に、直接指導する立場にある担当者に対しては、より専門的な研修を実施し、子どもの実態を的確に捉え、必要な支援計画を自ら作成できるような力を身に付けさせることが重要である。

# III 教育・保健・福祉・医療等が一体となった支援体制の構築について

## 1 教育・保健・福祉・医療等関係部署が一体となった一貫した支援の充実

### (1) 教育・保健・福祉・医療等が一体となった支援体制

松江市における現状と課題を踏まえ、乳幼児期及び小中学校における支援体制等を充実していくためには、教育・保健・福祉・医療等が一体となって特別な支援が必要な子どもについての相談・支援（療育等）・研修等を担う拠点として特別支援教育総合支援センター（仮称）（以下「支援センター」という。）のような新たなセンターの設置が必要である。「支援センター」では、支援が必要な子どもの情報を早期から管理し、必要な支援やサービスについてコーディネートするなど松江市としての障がいのある子どもに対する一貫した支援のための統括・調整の役割が求められる。

そして、支援センターを中心として、支援をつなげていく発達支援のシステムを構築していくことが必要である。そのためには、松江市の現状と課題を踏まえ、発達障がいへの対応を視野にいれながら子どもの全人的発達を支援する視点に立ち、関係部署のこれまでの取り組みを検証し、課題を整理していくことが必要である。

### (2) 個人情報の取り扱いと支援ツールの改善工夫

「支援センター」を中心とした松江市としての発達支援システムを構築するにあたっては、関係各部署の情報の共有化が不可欠である。そのためには、個人情報の取り扱いについて留意し、セキュリティー保護等を充分行った上でより円滑にやりとりできるような条件整備を行うとともに、サポートファイル「だんだん」などの情報共有化のための具体的な方法やツールを工夫し、情報連携・情報共有が一層図られるようにしていくことが大切である。

## 2 「支援センター」の役割と機能

### (1) 早期からの相談と支援のコーディネート

「支援センター」においては、障がい等のある子どもや保護者、保育所・幼稚園、小学校、中学校等の所属校園からの相談に応える機能が必要である。年齢を問わずできるだけ早期からの、継続的な相談や支援の役割を担っていくことが重要である。

また、乳幼児健診や発達健康相談等、他の相談窓口で受理したケースについて、教育、保健、福祉、医療等が一体となって具体的な支援を検討する仕組みをつくることが必要である。そして、「支援センター」が関係各課の統括・調整役として、適切な支援をコーディネートする役割を果たすことが求められる。

相談にあたっては、親の会との連携を図りながら、同じ親の立場で相談を受けるなど様々な相談ニーズに応えていくことも考えられる。

### (2) 就学前の早期支援(療育等)の充実

発達障がい等のある幼児や集団生活につまづきや戸惑いをもっている幼児などに対する、早期支援(療育等)の場としての機能が必要である。在宅幼児及び保育所・幼稚園在籍幼児に対して、早期から就学までの専門的な個別や集団の支援(療育等)を実施し、小学校生活に円滑につながるようにしていくことが必要である。

また、子どもの成長発達にとって家庭でのかかわりや保護者の安定はとても大切であることから、家庭支援の機能ももつことが望ましい。

新たな早期支援(療育等)を実施するにあたっては、既存の療育事業等との役割分担や連携を図っていくことが必要である。

### (3) 所属校園への指導及びコンサルテーション

障がい等のある子どもの将来の生活の充実につながる生きる力を伸ばすためには、集団において自己実現が図れるよう支援していくことが大切である。このため、所属する学校や保育所・幼稚園においていきいきとした生活を送ることができるよう、障がい等の特性に応じた適切な支援を行うことが必要である。所属校園における支援について、「支援センター」スタッフによる巡回相談や巡回指導及びコンサルテーションを行い、日常的な支援が充実するようにしていくことが大切である。

また、困難なケースについては、より専門的な支援ができるスーパーバイザーを派遣するなど、所属校園への多様な支援ができるような整備が必要である。

### (4) 担当者等への研修の実施

障がい等のある子どもへの支援については、支援に関わる担当者の障がい特性の理解や子どもの実態把握、それらを踏まえた適切なかかわりが重要である。「支援センター」として、幅広い職種の担当者等に対して、継続的かつ計画的な研修を実施し、松江市全体の担当者のスキルアップや理解啓発の向上を図ることが必要である。

## (5) 理解啓発・交流

これまでの障がい者施策を通し、障がいに対する理解はすすんできてはいるものの、近年課題とされているLD、ADHD、高機能自閉症などの発達障がいについては、保護者や一般市民の理解は十分とはいえない。発達障がいのある子どもたちにとっては、障がいの特性により日常生活において困っている状況があるにもかかわらず、まわりの人々から適切なかかわりが得られず、二次障がいを招いてしまうケースもある。発達障がいについては、講演会や研修会、パンフレットやホームページ等により、保護者や一般市民の理解を促進し、当事者にとって過ごしやすい環境をつくっていくことが大切である。

また、「支援センター」には当事者や保護者、親の会等の交流の場としての役割も期待される。

## (6) 発達支援に関するネットワーク

「支援センター」を中心として、障がい等のある子どもたちへの支援に関わる担当者の情報や課題の共有化と共通理解を図り、発達支援ネットワークを総括する協議会等の組織を設け、松江市全体としての大きな課題に対して協議を深め、解決に向けて取り組む体制をつくっていくことが必要である。

また、支援機関のひとつとして発達障がい者支援センターとの連携をより一層密にしていくことも必要である。

さらに、セキュリティに守られたインターネットを活用したネットワークを構築し、情報をタイムリーに共有したり、メールによる連絡を密にしたり、当事者の相談利用の利便性の向上を図ったりなど、情報ネットワークの活用についても今後検討していくことが望まれる。

# 3 「支援センター」の体制

## (1) 「支援センター」の組織

「支援センター」は松江圏域の発達支援のセンター的な役割を担うことが求められる。そのため、専門性の確保が重要であり、「支援センター」の職員配置にあたっては、教育・保健・福祉・医療等の各部局間の連携が確実に図られるよう、それぞれの部局から職員を配置したり、必要に応じて教育・心理・医療等の専門職を配置したりして、より専門的な相談・支援が推進されるよう配慮することが望ましい。その上で、適切な支援のために市役所関係課の統括・調整役を果たしていくことが重要である。また、乳幼児健康診査体制との連携を図り、乳幼児期からの情報をつないだり、発達障がい等を中心とした療育等を実施したりすることが必要である。さらに、スタッフが幼稚園や保育所に出向き、教育の視点から子どもを捉え、予防的なかかわりを助言したり、小学校や中学校への円滑な移行を促し、小中学校における支援の充実を図ったりすることが必要である。

また、就労や生活に関する相談・支援をコーディネートする相談員等の配置により、青年期の課題に対応していくことも必要である。

多様な相談ニーズに対応するために、親の会と連携を図り、同じ立場にある親による相談の実施についても検討することが考えられる。

## (2) 医療との連携

発達障がい等のある子どもから若者への支援にあたっては、専門の医療機関と連携し、医療的なかかわりが必要なケースについては迅速に対応できるよう、適宜医療の支援が得られる体制をとることが必要である。

# IV 早期の気づきから一貫した支援の充実について

## 1 乳幼児期の気づきを高める体制

### (1) 健康診査等の体制

#### ① 乳幼児健康診査の在り方

乳幼児健康診査は、障がい等により特別な支援を必要としている乳幼児への早期の気づきと適切な支援のために大変重要な場である。この乳幼児健康診査においては、これまでの診査に加え、発達障がい等の徴候のある乳幼児についての気づきを促進するため、問診票の項目内容あるいは行動観察の導入など診査内容の在り方について検討する必要がある。

また、発達障がい等への適切な気づきの促進やこれに伴う保護者の不安解消のために、健康診査の場に教育、福祉の関係機関が相談窓口としてかかわったり、カンファレンス等を行ったりするなど連携を強化することが必要である。

健康診査を受けない乳幼児や保護者への対応、保育所及び幼稚園入園後の乳幼児対応についても、必要な情報の受け渡しや継続した経過観察につなぐことができるよう、「支援センター」が中心となった関係機関の一層の連携が重要である。

#### ② 保育所・幼稚園での気づきを高める体制

乳幼児健康診査以降、乳幼児期のつまずきや困難な状況に気づく機会が多いのは、保育所・幼稚園である。保育士、幼稚園教員が的確な実態把握をしたり、保護者の気づきや受けとめを支援したりすることができるよう、園内外の研修等によりその力量を高めることが大切である。その際必要に応じて「支援センター」を中心とした専門機関による助言を受けるなどの体制を整えることが必要である。

#### ③ 就学前の発達スクリーニングの在り方

3歳児健康診査以降は就学前まで発達状況を把握できる公的な体制がつくれていない。集団とのかかわりの中で社会性、対人関係が飛躍的に育つ一方、

その困難さも顕著になるこの時期に、学齢期を見据えた適切な支援につなぐため、新たな発達スクリーニングを実施するなど、実態把握に努めることが必要である。

#### (4) 就学時健康診断の在り方（※資料4）

就学時健康診断は、小学校への情報の引き継ぎや円滑な支援の移行にとって重要な役割を担うものであるが、その結果を学校での具体的支援に効果的に生かすことについて課題がある。今後小学校、教育委員会、「支援センター」が連携しながら、現在行っている知的発達スクリーニングのみならず、学校生活への適応性という視点を重視したコミュニケーションや集団適応の状況を把握できるような実施内容、方法について検討していくことが必要である。

また、就学時健康診断の場だけでなく、日頃から小学校との交流や情報連携を深め、学校生活への適応性を含めた多面的視点から児童の実態把握に努めることが大切である。

#### (2) 各機関の相談事業による気づきの体制

松江市では様々な関係課においてそれぞれ相談事業が実施されている。

「乳幼児発達健康相談」（※資料5）は、1歳半、3歳における乳幼児健康診査より発達上何らかの課題があると判断された乳幼児の保護者及び子どもの発達について心配事のある保護者に医療、教育、心理がかかわる継続的な相談である。しかし保護者の事情等で相談を受けず、実態把握や支援に結びつけることが困難な状況もある。

また「乳幼児保育・教育サポート事業」（※資料11）については、保育所・幼稚園に在籍する乳幼児及びその保護者並びに教職員に対し支援サポーターを派遣して幅広く相談に応じている。支援を必要とする乳幼児についての相談の割合が半数近くある現状である。

さらに「松江市幼稚園特別支援児教室ほっと相談室」（※資料9）は、公立幼稚園に設置している気軽に相談できる場であるが、年々相談件数が増加傾向にあり、現体制のままでは対応に限界がきていく。

「松江市特別支援教育教育相談」（※資料9）については、就学という大きな環境の変化を見越し、支援の引き継ぎを円滑にするため、望ましい学習の場や支援の在り方を就学前の教育相談員に相談するシステムであるが、相談件数は増加傾向にある。

この他、様々な福祉サービスを受けるための相談及び手続のための相談窓口や他機関等に委託した相談事業もあり、それぞれ成果をあげている。しかし各相談における課題や幅広い相談ニーズがあり、今後さらに相談事業の充実をはかるため、「支援センター」の機能とも関連させながら、松江市全体のシステムとして、各相談の在り方や位置づけ、役割分担について整理し、全体的な相談支援体制を構築していくことが必要である。

## 2 気づきから早期支援を図る体制

現在、乳幼児健診、発達健康相談等を経て、発達になんらかの課題がある親子が子育て支援センターの小規模療育「なかよし教室」やデイサービス施設等で療育を受けている。しかし、相談後保護者の事情等で適切な支援の場につながりにくい場合もある。現在の健診及び相談体制、そこからつながる療育支援の内容や受け入れ体制について評価し、支援や療育の場について検討する必要がある。そして、現在の支援の場である「なかよし教室」「特別支援幼児教室」デイサービス施設等においてそれぞれの役割や機能を明確化させ、家族支援、個別指導、少人数指導、療育訓練の役割を果たす場として整理していくことが必要である。そして、「支援センター」を中心として望ましい支援につなぐシステムをつくることが求められる。

## 3 保育・教育の場における支援の在り方

### (1) 保育所・幼稚園における支援体制

#### ① 所（園）内体制の整備

保育所・幼稚園においては、全職員での共通理解のもと、乳幼児の実態把握に基づいた適切な支援に努めることが重要である。そのためには特別支援教育コーディネーターを指名しその資質を高め、コーディネーターを中心として所（園）内体制の充実を図ることが必要である。

乳幼児の在籍する保育所・幼稚園においては、保護者と連携を図りながら、それまでの療育機関、保健機関との情報の共有による実態把握のほか、教育・保健・福祉・医療等と連携しながら、専門家の指導のもと、より多面的な実態把握による個別の指導計画を立案、実践していくことが求められる。

さらに、支援を要する乳幼児の在籍園と特別支援幼児教室及び「支援センター」が密接に連携し、それぞれの場の支援情報を提供しあい、支援につなぐことが重要である。

特別な支援を要する乳幼児への支援は、クラスの乳幼児全体にとっても、丁寧でわかりやすい保育となる。また、発達障がい等のある乳幼児はその特性の現れ方が周囲の環境に影響されることが多いので、集団作りが大きな意味をもつものとなる。従って、保育所・幼稚園において日々の保育・教育の質を高めることが重要となる。

#### ② 特別支援幼児教室の支援体制の充実

松江市立幼稚園の4園に特別支援幼児教室を6教室設置し、保育所・幼稚園在籍、あるいは在宅の支援の必要な児童に対して通級形式で個別指導を行っている。幼児教室における指導の充実のため、「支援センター」と連携を図ることにより児童の多様なニーズに応じた指導内容、方法を改善していくことが望ましい。また、「支援センター」を中心とした支援体制の充実のために、長期的な見通しをもって幼児教室の在り方について検討していくことも必要である。

## (2) 小学校・中学校の支援体制の充実

### ① 校内支援体制の在り方

#### ア) 特別支援教育コーディネーターの在り方

現在各校で指名されている特別支援教育コーディネーターの役割は今後ますます重要になる。特別支援教育コーディネーターの役割の重要性に鑑み、より全校体制での支援が推進されるようにリーダーシップのある教員をコーディネーターに指名していくことが必要である。さらに、コーディネーターを中心とした校内支援の推進が図られるよう人的配置や人材育成等の施策の充実が求められる。

#### イ) 校内委員会の在り方

児童生徒の実態把握から、全校体制による支援を推進するために、各校に設置されている校内委員会について、その構成メンバー、支援のための校内資源、支援の場やキーパーソン、専門的な連携先などを明らかにして、より具体的な支援へつなぐことができるよう機能させることが重要である。

#### ウ) 実態把握から支援までの校内支援システム

各学校で行われている実態把握、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成等、具体的な支援の機能をより充実させていくために、「支援センター」と密接な連携を図りながら、全市的な支援システムと関連させた校内支援システムについていくことが求められる。

### ② 通常の学級での特別支援教育の推進

#### ア) ユニバーサルデザインによる授業改善

特別支援教育の視点を取り入れた、一人一人の認知の特性や学習スタイルに応じた授業の在り方について、実践研究の推進や特別支援教育に係る小中一貫教育の推進の中で検証しつつ、全ての学校に広めていくことが望まれる。

#### イ) 教育的ニーズに対応した新たな指導体制

小中学校において、発達の特性に応じた支援を行うために、リソースルーム方式を導入する等、通常の学級に在籍する児童生徒に対する新たな指導体制について検討していくことが必要である。

### ③ 特別支援学級における特別支援教育の充実

#### ア) 将来の生活の充実につながる生きる力の育成

将来の生活の充実につながる生きる力の育成を目指し、障がいの特性に応じ、計画的に指導する重要性を再認識する必要がある。そのためには、各ブロックや中学校区において、授業研究を実施したり、個別の指導計画を確認したり、交流学習の各活動のねらいを見直したりする等の機会を積極的に設け、複数の担当者で指導計画を作成し、授業実践について相互に意見交換しながら各々の指導力を高めていくことが必要である。

#### イ) 特別支援学級の計画的拡充と効果的運営

近年急激な増加傾向にある知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級については、全ての小中学校に設置される可能性があることを念頭に、計画的に整備をすすめる必要がある。今後は多様な教育的ニーズにあわせ、教育課程を柔軟に運用し、多様な学習形態を工夫するなど、より効果的な運営に努めていくことが必要である。

#### ウ) 中学校における職業教育

将来の生活の充実につながる生きる力を育成するためには、日常生活や社会生活の中で心豊かに自己実現を図ることができるよう、その基盤を育てることとともに、中学校における職業教育を充実させることが大切である。特に知的障がい特別支援学級においては、作業学習から現場実習を通して、流通の仕組みや働くことの意味、人との関わり等を体験的に学ぶことができるよう、教育課程の編成や実施の改善工夫を積極的にすすめることが必要である。また、現場実習等の体験的学習の効果が十分得られるように、事業所との連携を図る必要がある。なお、働くことの基盤となる力は、小学校段階においても日常生活の指導や生活単元学習などの体験的学習に取り組むことを通して培うことが大切である。

### ④ 通級による指導の充実

#### ア) 通級指導教室の計画的拡充（※資料3）

現在松江市では、橋北橋南に指導エリアを分けて通級による指導を行っているが、通級による指導の対象の広がりとともに児童生徒数が増加したことや、市町村合併による巡回指導エリアの広がりにより、児童生徒一人一人への十分な指導を行うことのできる時間数の不足や通級指導教室担当者の負担が大きな課題となっている。「支援センター」を中心とした松江市全体の支援体制を考慮しながら、通級指導担当者及び通級指導教室設置校を計画的に増やし、指導の充実を図る必要がある。

#### イ) 在籍校との連携強化

通級指導教室設置校と在籍校との連絡会や指導報告などきめ細かな連携を図り、在籍校において指導の効果が生かされるよう努めすることが必要である。

#### ウ) 通級指導教室の指導内容・方法の工夫改善

平成18年よりLD, ADHD, 高機能自閉症が通級による指導の対象となったことから、これらの障がいに対する通級による指導の効果的な内容及び方法について研究をすすめ、教育的ニーズに応じた通級による指導をすすめていくことが求められる。

#### エ) 特別支援幼児教室との連携

通級による指導の必要性に応じて、特別支援幼児教室担当者と小学校通級指導教室担当者が、より一層の情報の共有化と連携を図っていくことが望ましい。

### (3) 地域における支援の拡充

障がいのある子どもが地域の一員として生活するために、地域との交流促進及び放課後や休日等における活動の場の充実が必要である。それらに向けて、利用できる場や対象者等について、現在あるシステムを基にしながら検討をすすめていくことが望まれる。

### (4) 特別支援学校との連携強化

現在松江市には五つの特別支援学校があり、それらのセンター的機能をネットワークでつなげる、通称「5輪ネット」体制が置かれている。今後さらに、乳幼児期や就学時における相談、保育所・幼稚園、小学校、中学校への相談・助言等が、子どもや保護者、所属所にとって、活用しやすいシステムへと機能が高まるように、市との連携体制を工夫し、充実させることが望まれる。

### (5) 支援環境としての人的支援の整備

#### ① 保育所・幼稚園における指導員等の配置

所（園）内体制整備をすすめる上で、加配保育士や特別支援教育指導員の配置について、それぞれの実情に応じた配置の仕方や配置の基準を整理し、適切な配置をすすめていく必要がある。

#### ② 特別支援教育支援員の配置

小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のための校内支援体制の充実の一つとして、特別支援教育支援員の活用がある。現在15名を15校に配置しているが、支援員の配置による効果を検証しつつ、今後さらに支援員の人数や配置学校数を増やすことが必要である。

支援員の配置にあたっては、支援員に対する研修を実施し、支援員としての資質向上に努めることも必要である。

#### ③ 特別支援学級介助員の配置

小中学校の特別支援学級に在籍する子どもの増加や障がいの多様化により、特別支援学級介助員配置のニーズは高まっている。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応え、特別支援学級介助員を適切に配置することが必要である。その場合、児童生徒の将来の生活の充実に向けて、担任がしっかりととした指導計画をもち、介助員とともに指導に当たるようにすることが重要である。

#### ④ 非常勤講師等の配置

現在、小中学校の校内支援体制においては、非常勤講師の配置のニーズが非常に高い。併せて今後のリソースルーム方式による指導体制の充実をすすめていくためには、地域人材の活用等による非常勤講師の配置等のサポート体制を充実させることが望まれる。

## ⑤ その他

スクールアドバイザーやスクールソーシャルワーカー等、様々な立場の支援者が学校で支援を行っている現状にある。様々な支援者の役割を明確にし、校内体制をより強化し、さらに適切な支援の充実が図られることが望まれる。

## (6) 支援環境としての物的支援の整備

### ① 教材・備品整備

個に応じたきめ細かな教育が実践されるように、教材・備品の整備を充実させる必要がある。また、個に応じたきめ細かな指導が行われるように、手作り教材の開発・作成を推進し、教材・備品の充実と担任の指導力向上につなぐよう配慮することが必要である。

### ② 施設整備

特別支援教育の推進にあたっては、子どもを取り巻く学習や生活環境は大きな役割を果たす。落ち着いた環境づくりや障がい特性に応じた環境づくりのために、特別支援学級や通常の学級の施設設備の改修や整備が必要となる場合がある。適切な環境づくりのための施設設備の整備については、各学校の実態を十分に把握しながら計画的にすすめていくことが必要である。

## (7) 保幼小の連携と小中の一貫した支援の充実

### ① 個別の移行支援計画の作成による支援の充実

個別の移行支援計画については、保幼小中間や次年度への移行をスムーズにさせるため、より活用しやすいものとなるよう松江市の共通の様式を検討し、移行支援会議とともに徹底させることが必要である。

### ② 中学校区での一貫した就学・支援、相談体制の強化

小中一貫教育を推進するなかで、中学校区を基盤とした合同のケース会議、合同の校区内就学指導委員会など、縦の一貫を意識した組織づくりと運営に取り組むことが求められる。

## (8) 松江市全体としての支援システムの構築

### ① 相談から支援につなげるシステムの構築

現在様々な機関で実施されている教育相談や支援について、窓口や役割の明確化を図り、市民が分かりやすく利用しやすい、松江市全体としての相談支援体制を整理する必要がある。併せて、相談に応じて、必要な支援を判断する仕組みや組織を設けていくことが必要である。

### ② 巡回相談、巡回指導体制の充実（※資料9）

現在40名程度の教員で構成する巡回教育相談員を、教育、心理、医療等の専門家により、内容に応じた相談や指導ができる体制に再構築していくことが望まれる。そのためには、相談を受けることのできる人材育成を計画的に行う必要がある。

### ③ 専門家によるLD等の判断・助言システムの構築

小学校低学年におけるスクリーニングからその支援プログラム作成までのシステムを、松江市として構築することが望まれる。

併せてLD等の判断とともに、認知の特性や学習スタイルに応じた指導について、小中学校に対し助言することのできる医師、大学教授、通級指導教室担当者等による組織を設置し、相談から指導プログラムまでのアドバイスを行うことができるシステムを整備することが望まれる。

### (9) 生徒指導、要保護対策関係課等との連携と役割分担

近年の事例では、これらの部署と関わり、多面的な支援を必要とするケースが増加している。将来の生活の充実につなぐための適切な支援を受けることができるよう、各部署の役割を明確にするとともに、支援の内容や方向性について共通認識をしながら支援に当たる必要がある。

## V 後期中等教育及び青年期への移行

### 1 繼続的な相談支援

知的障がいや身体障がいなどのある生徒については、中学校を卒業した後の進路としては特別支援学校高等部（※資料10）があり、福祉サービスも受けることができ、福祉への移行が比較的整っている。しかし、発達障がい等の生徒で中学校までは通常の学級で学習してきた生徒にとっては、後期中等教育の場が極めて限られている。また、高校への適応に大きな不安を抱えている。これらの生徒は、中学校を卒業した後は、相談する場所が減り、福祉とのつながりももちにくく現状にある。これらの生徒や保護者に対して進路相談や就労前から就労後の相談など、中学校卒業後も継続して相談を受けることができる体制が必要である。

### 2 関係機関との連携

#### (1) ネットワークの構築

発達障がい等のある生徒や若者への支援については、課題が多い。今後これらの生徒を取り巻く課題を明確にし、解決策を見出していくネットワーク会議などを設置し、発達障がい等のある若者への支援について連携を図る仕組みをつくっていくことが大切である。

#### (2) 上級学校関係者や島根県教育委員会との連携

発達障がい等への理解や啓発を強力にすすめるよう、県教育委員会や上級学校へ働きかけるとともに、上級学校関係者等と連携を図りながら、課題や情報の共有に向けて取り組みを強化していくことが必要である。

### (3) 若者への相談支援機関との連携

発達障がい等のある若者への支援については、松江市青少年支援センターなどの若者への相談支援機関との連携を強化し、社会参加への橋渡しや情報連携を強化していくことが必要である。それに合わせて、若者支援に関する制度やサービスについての情報を提供していくように取り組んでいくことが望まれる。

### (4) 労働関係機関との連携

ハローワークや商工会議所など労働関係機関や団体との連携を一層強化していくことが大切である。

## 3 情報発信

### (1) ホームページ等による情報発信

相談機関や支援機関の情報、就労情報、進路情報など、多様な手段により情報発信するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促すことについて働きかけることが必要である。

### (2) 相談会や交流会の開催

定期的に講演会や相談会を開いたり、発達障がい等のある若者の交流会を開いたりするなど、社会とのかかわりがもてるような働きかけをすすめていき、さまざまな人との出会いや交流の機会を提供することが大切である。

## 4 企業等に対する啓発

企業関係者を対象として、発達障がいについての理解啓発のための講演会などを実施し、その特性理解を広くすすめていくとともに、企業への就労促進を図る。

## VI 特別支援教育推進のための研修及び研究の推進について

### 1 特別支援教育に関わる人材育成

#### (1) 特別支援教育に関する研修の実施

##### ① 保育士・幼稚園教員等のスキルアップ

保育士・幼稚園教員に対し、特別支援教育に関する乳幼児の実態把握や個に応じた支援の向上のための研修及び特別支援教育コーディネーターの研修を実施し、保育士、幼稚園教員のスキルアップを図ることが大切である。さらに、保育所・幼稚園の乳幼児にかかわるすべての加配指導員等、また保健福祉関係者に対しても、特別支援教育についての研修会を開催し、理解啓発を促す必要がある。

## ② 小学校・中学校教員のスキルアップ

### ア) 通常の学級担当者への計画的研修の充実

松江市の全ての教員が受講する特別支援教育の一般研修に加え、通常の学級における特別支援教育リーダー養成の研修や各ステージにおける指導力向上の研修等を年次的な研修計画に基づき実施していくことが望まれる。

### イ) 特別支援学級担当者への研修の充実

将来の生活の充実につながる生きる力を育てることができるよう、多面的な実態把握や教育課程編成、及び個別の指導計画作成やきめ細かな授業づくり等の研修を、年次的な計画に基づき実施していくことが望まれる。

## (2) 特別支援教育の地域におけるリーダー養成研修の実施

### ① 通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター等への研修

通級指導教室担当者や地域におけるリーダー的役割を担う教員等の相談・助言機能を高める研修や、特別支援教育コーディネーターの指導力向上についての研修を計画的に行う必要がある。将来的には、リーダー的な特別支援教育コーディネーターを中心に、中学校区ごとに相談や助言等の支援ができる体制につなげることが望まれる。

### ② 派遣研修の促進

特別支援教育推進のためのリーダー養成は喫緊な課題の一つである。リーダー養成のため、大学等の専門機関への派遣研修について、県教育委員会との連携を図るとともに、松江市としての人材育成のための研修体制を充実させていくことが必要である。

## (3) 支援者啓発研修の実施

### ① 理解啓発の促進

保護者や一般市民に対し、発達障がいの特性や適切な関わりについて、講演会や研修会、パンフレットやホームページ等により、理解啓発を図ることが必要である。

### ② ペアレントメンター等の養成

様々な相談ニーズに応えていくために、親の会との連携を図りながら、ペアレントメンター等の養成を図る研修会等を実施することも考えられる。

## 2 特別支援教育推進のモデル研究等の推進

### (1) 通常の学級における授業改善実践研究の推進

通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業改善や支援の在り方等について、学校あるいは中学校区全体をモデル校とし、スーパーバイザーを派遣するなどして実践研究に取り組むことが必要である。

## (2) 小中一貫教育を踏まえた、中学校区特別支援教育体制整備の研究推進

中学校区における特別支援教育の推進を図ることを目的に、客観的な実態把握から特性に応じた指導について、小中一貫教育の取り組みを生かしながら適切な指導の在り方についての実践研究をすすめることが必要である。

## (3) 保幼小中が連携した支援の実践研究の推進

保育所・幼稚園から小学校教育へとスムーズな移行を図ることを目的とし、モデル地域を指定して実践研究に取り組むことで、小1 プロブレムに対する効果が期待される。その研究推進を図るためにには、スーパーバイザーを派遣するなどにより研究推進をサポートする必要がある。

## 3 特別支援教育推進のためのガイドライン作成

各ステージにおける子どもの障がい等やそれに伴ったつまづきや戸惑いへの気づきからはじまる特別支援教育を推進するため、下記の点についてのガイドラインを作成する必要がある。

- 特別支援教育コーディネーター及び校（園）内委員会の役割について
  - 子どもの実態把握の在り方について（チェックリストによる実態把握）
  - 子どもの特性に応じた支援の在り方について
  - 支援員や指導員等配置によるチームティーチングの在り方について
  - 個別の指導計画作成について
  - 教育相談、就学相談等の流れについて
  - 個別の移行支援計画作成について
  - 個別の移行支援会議のもち方について
- 等

資 料 集

# 資料1 特別支援学級数及び在籍数等の状況

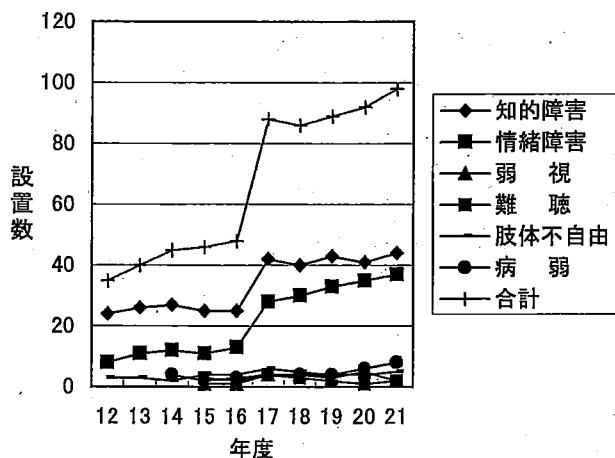
## (1) 特別支援学級設置数の推移(平成16年度までは旧松江市の合計)

年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
学級種別	知的障害	24	26	27	25	25	42	40	43	41	44
	情緒障害	8	11	12	11	13	28	30	33	35	37
	弱 視				1	1	4	4	3	5	2
	難 聴				3	2	4	3	2	1	2
	肢体不自由	3	3	2	4	4	6	5	4	4	5
	病 弱				4	2	3	4	4	6	8
	合計	35	40	45	46	48	88	86	89	92	98

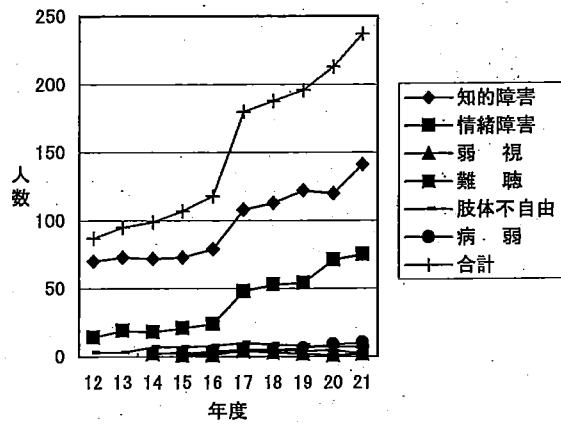
## (2) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移(平成16年度までは旧松江市の合計)

年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
学級種別	知的障害	70	73	72	73	79	108	113	122	120	141
	情緒障害	14	19	18	21	24	48	53	54	71	75
	弱 視				1	1	5	5	4	5	2
	難 聴				2	3	2	4	3	2	1
	肢体不自由	3	3	7	7	8	10	9	8	7	7
	病 弱				2	4	5	5	6	9	10
	合計	87	95	99	107	118	180	188	196	213	237

特別支援学級設置数の推移



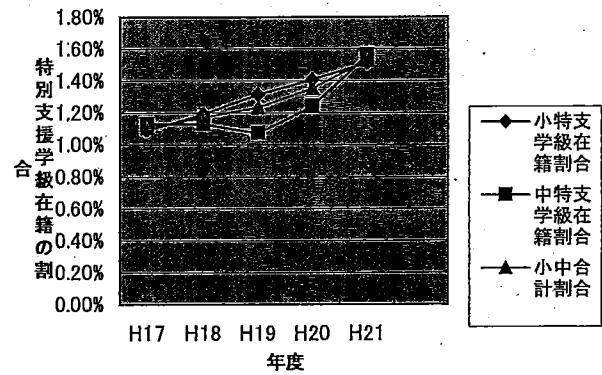
特別支援学級の在籍児童生徒数の推移



## (3) 特別支援学級在籍の児童生徒の割合

	H17	H18	H19	H20	H21
小特支学校在籍合計	1,093	1,119	1,125	1,145	1,125
中特支学校在籍合計	1,134	1,139	1,107	1,243	1,166
小中合計在籍合計	2,227	2,258	2,232	2,388	2,291
小特支学校在籍数	118	128	140	148	157
中特支学校在籍数	62	60	56	65	80
小中合計在籍数	180	188	196	213	237
小学校在籍総数	10805	10728	10645	10500	10357
中学校在籍総数	5487	5306	5217	5241	5123
小中在籍総数	16292	16034	15862	15741	15480

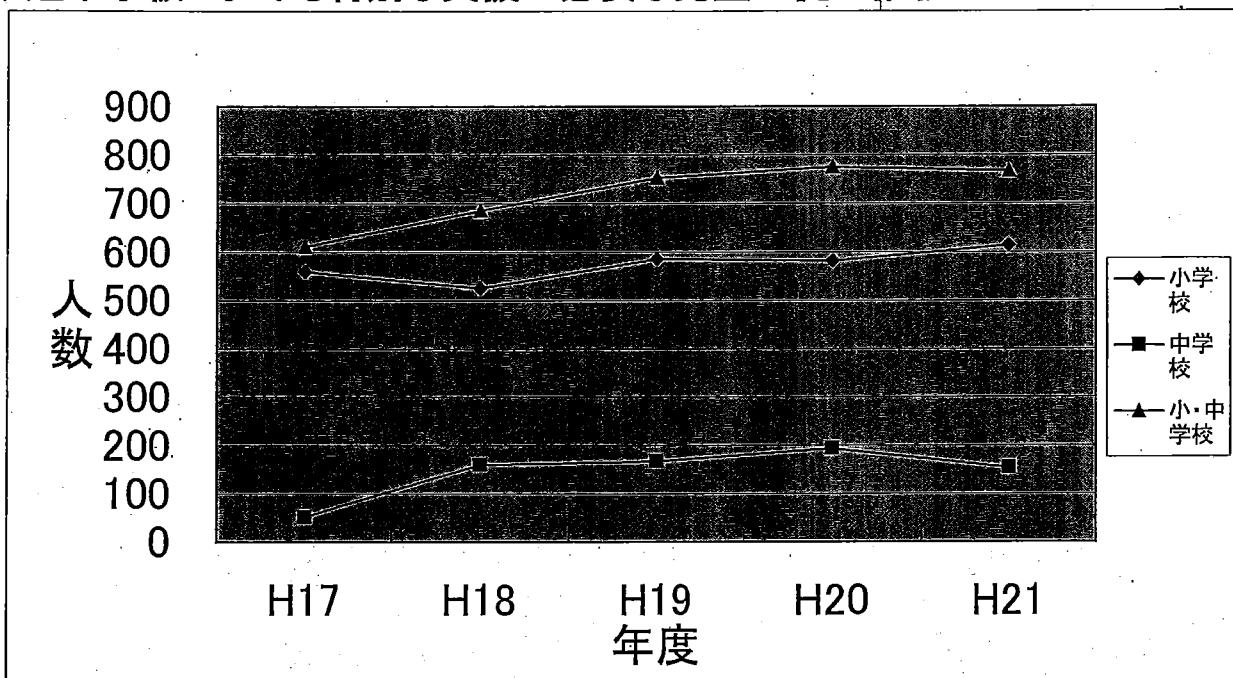
特別支援学級在籍児童生徒数の  
全体の在籍数に対する割合



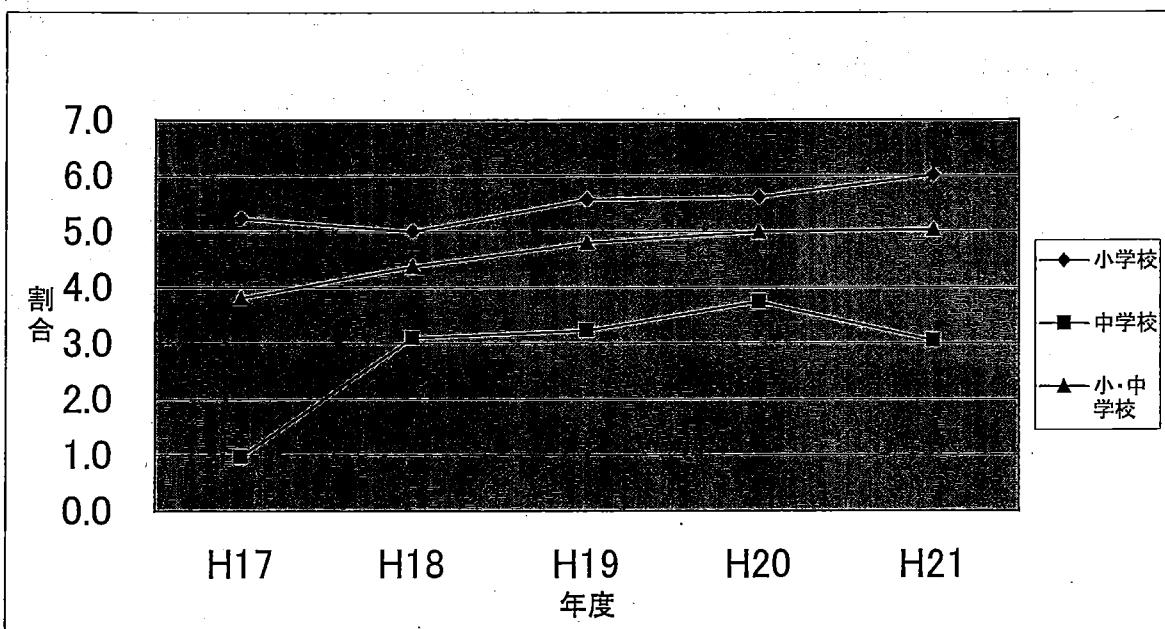
資料2 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒数の状況 (H17～H21年度)

学校名	通常学級児童生徒					学校名	要支援児童生徒					学校名	要支援児童生徒の割合				
	H17	H18	H19	H20	H21		H17	H18	H19	H20	H21		H17	H18	H19	H20	H21
小	10,697	10,638	10,515	10,365	10,216	小学校	560	526	586	582	614	小学校	5.2	5.0	5.6	5.6	6.0
中	5,350	5,270	5,167	5,180	5,047	中学校	52	160	167	194	154	中学校	1.0	3.1	3.2	3.7	3.1
小・中	16,047	15,908	15,682	15,545	15,263	小・中学校	612	686	753	776	768	小・中学校	3.8	4.4	4.8	5.0	5.0

◇通常学級における特別な支援が必要な児童生徒の推移



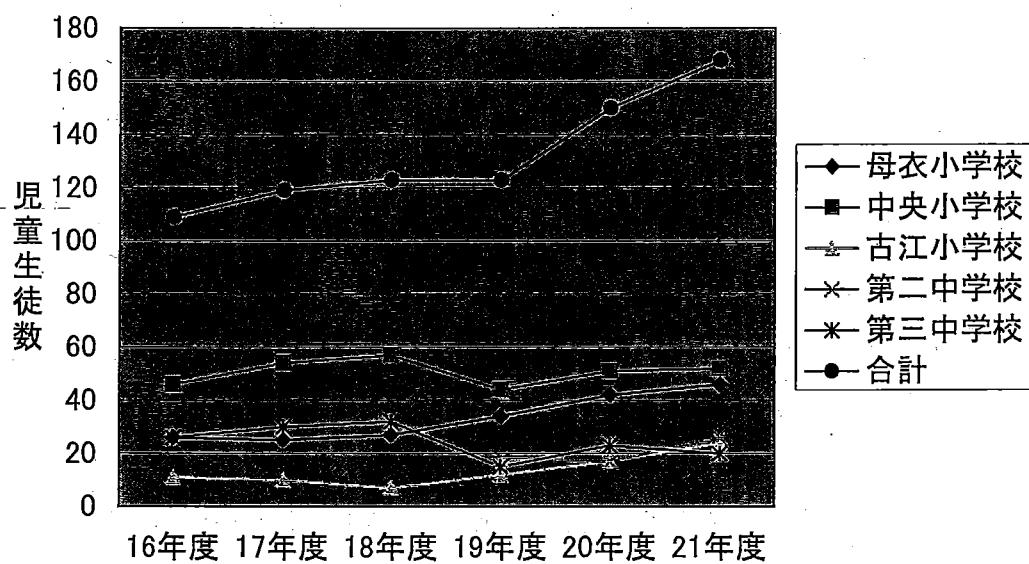
◇通常学級における特別な支援が必要な児童生徒の割合



資料3 通級指導教室における指導状況(H16年度～H21年度、年度当初の人数)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
母衣小学校	26	25	27	34	42	46
中央小学校	46	54	57	44	51	52
古江小学校	11	10	7	12	17	24
第二中学校				18	17	26
第三中学校	26	30	32	15	23	20
合計	109	119	123	123	150	168

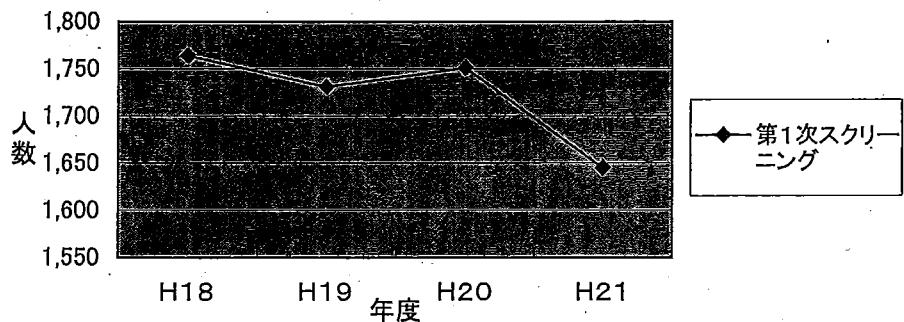
通級指導教室を利用している児童生徒数の推移



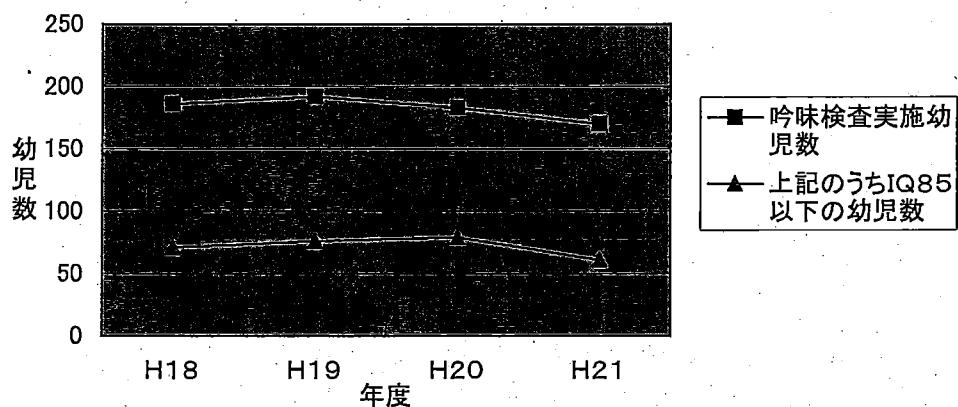
資料4 就学時健康診断の吟味検査実施状況(H18~H21年度)  
(人)

年度	H18	H19	H20	H21
第1次スクリーニング	1,764	1,731	1,751	1,645
吟味検査実施幼児数	186	192	183	170
上記のうちIQ85以下の幼児数	71	76	79	61
全体に対するIQ85以下の幼児の割合(%)	4.0	4.4	4.5	3.7

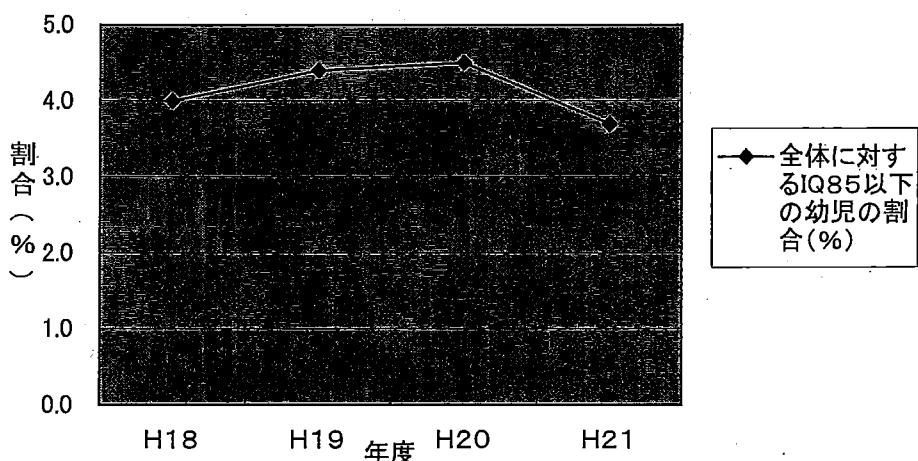
第1次スクリーニング実施幼児数



吟味検査実施幼児の状況

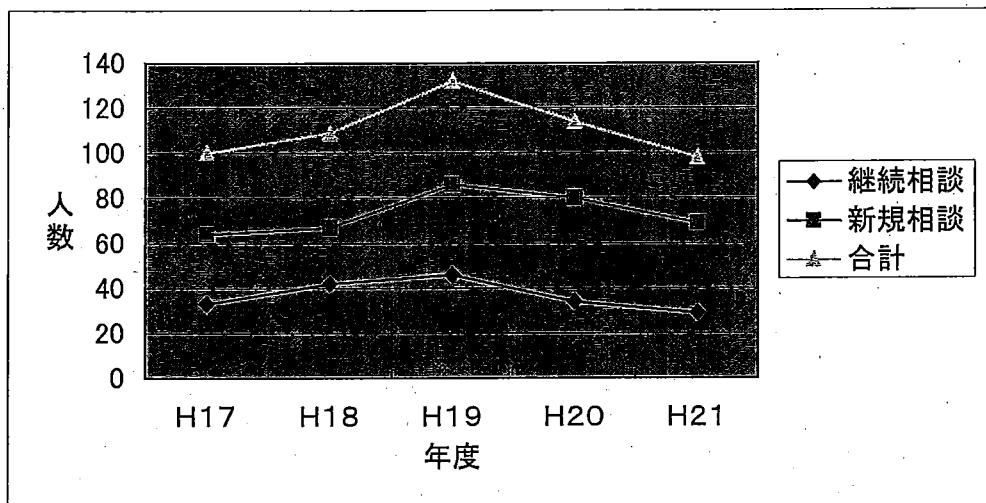


全体に対するIQ85以下の幼児の割合(%)



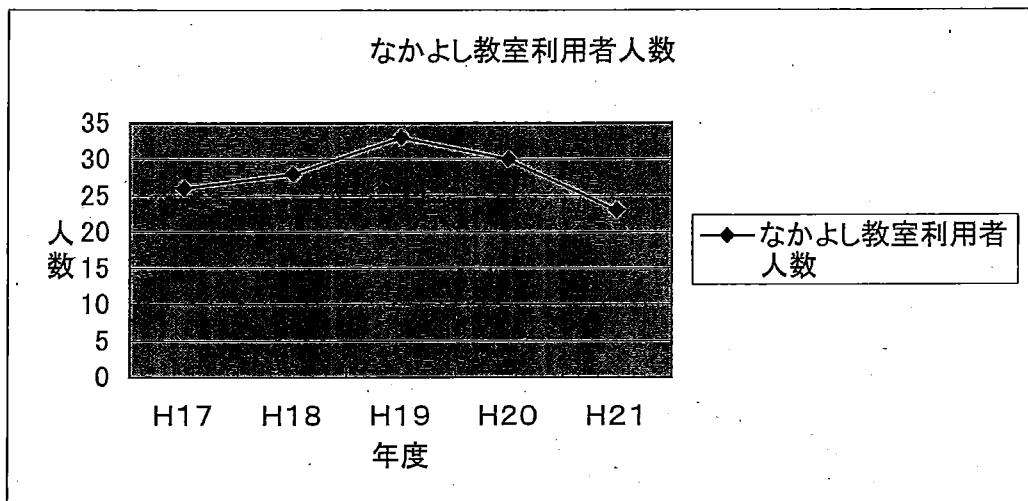
資料5 発達健康相談の受診数の状況(H17~H21年度)  
(人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
継続相談	33	42	46	34	29
新規相談	64	67	86	80	69
合計	100	109	132	114	98



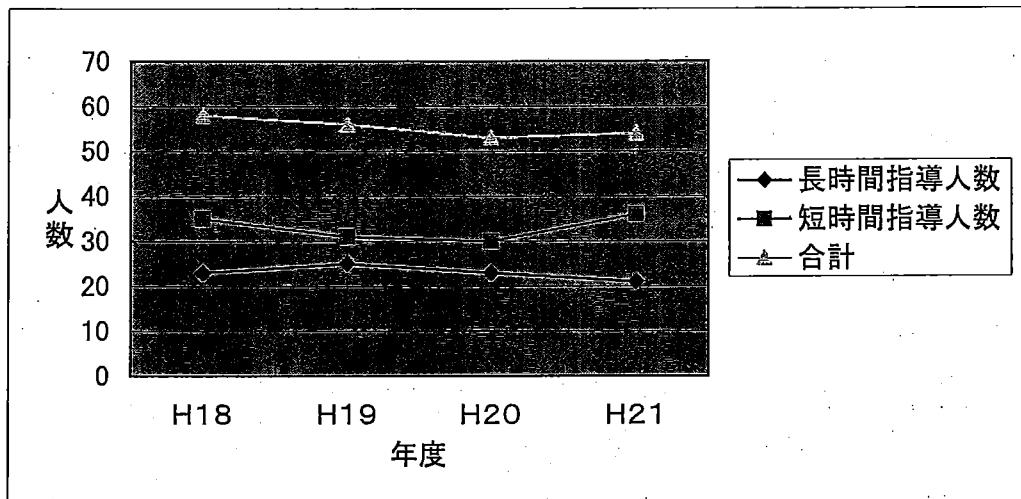
## 資料6 なかよし教室利用者の状況(H17~H21年度)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
なかよし教室利用者人数	26	28	33	30	23



資料7 特別支援児童教室指導人数の状況(H18~H21年度)  
(人)

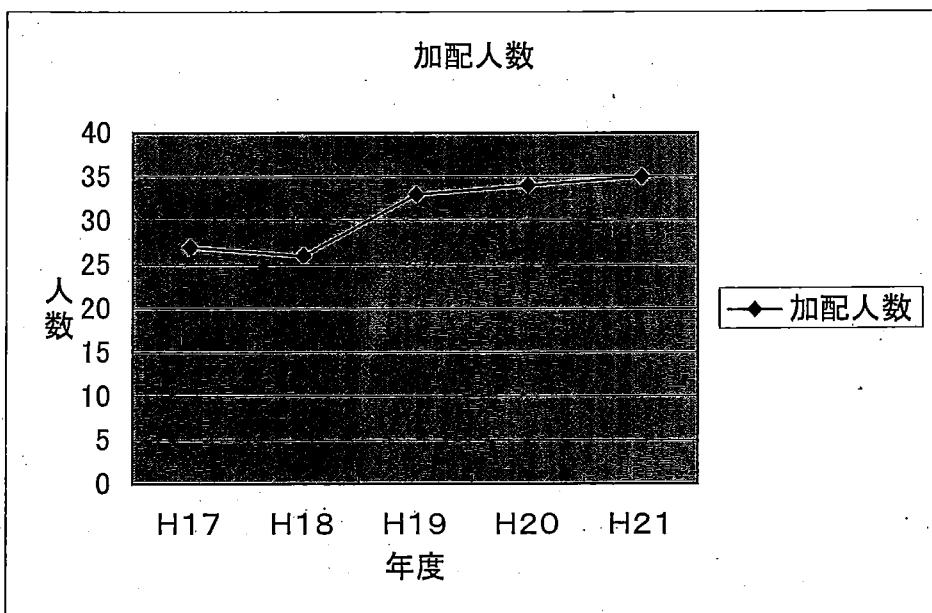
	H18	H19	H20	H21
長時間指導人数	23	25	23	21
短時間指導人数	35	31	30	36
合計	58	56	53	54



## 資料8 保育所・幼稚園における人的支援の状況(H17～H21年度)

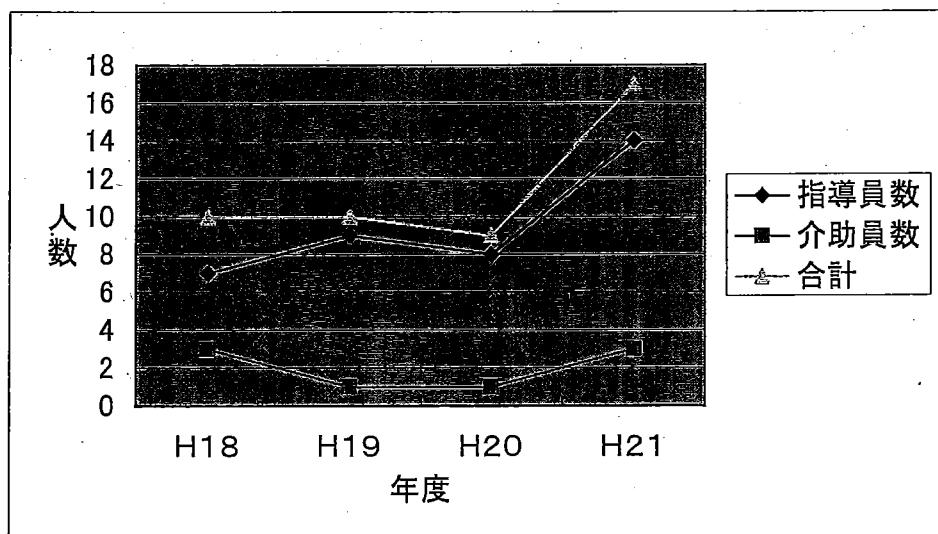
### (1) 保育所における障がい児加配数の推移(H17～H21年度) (人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
加配人数	27	26	33	34	35



### (2) 幼稚園における特別支援指導員・介助員配置数の推移(H18～H21年度)

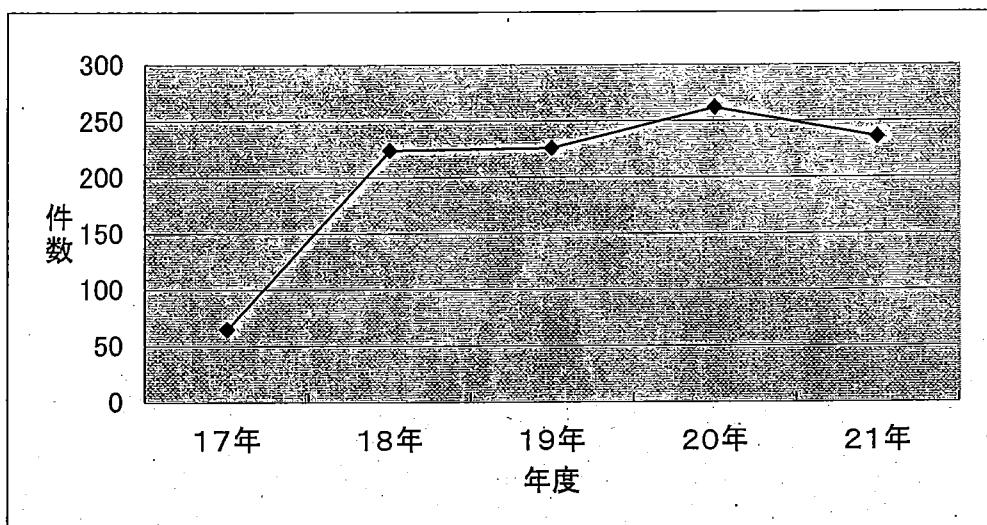
年度	H18	H19	H20	H21
指導員数	7	9	8	14
介助員数	3	1	1	3
合計	10	10	9	17



## 資料9 教育相談の状況(H17~H21年度) H22. 2月現在

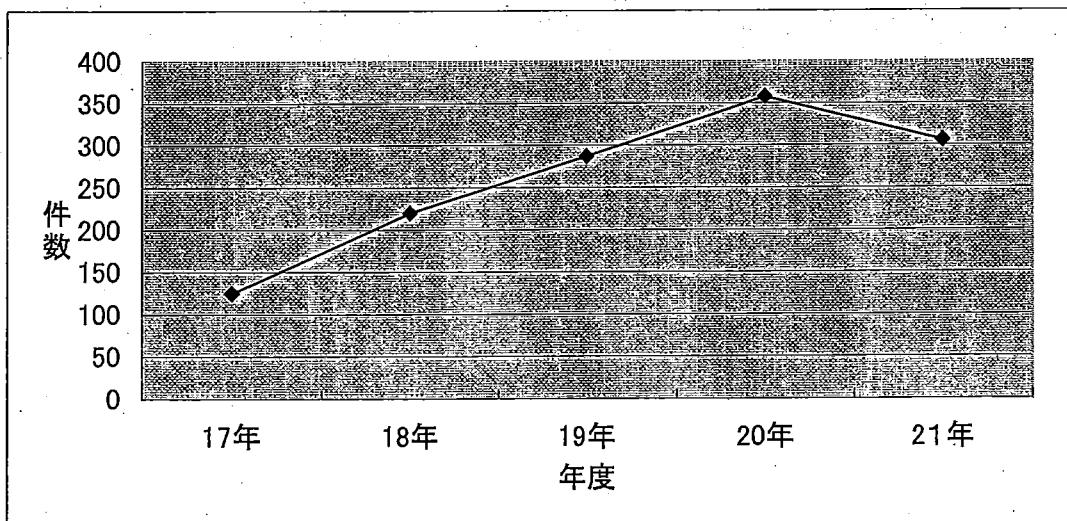
### (1) 松江市幼稚園特別支援幼児教室 ほっと相談数

年度	17年	18年	19年	20年	21年
ほっと相談件数	65	224	226	262	236



### (2) 松江市特別支援教育教育相談の状況(H17~H21年度)

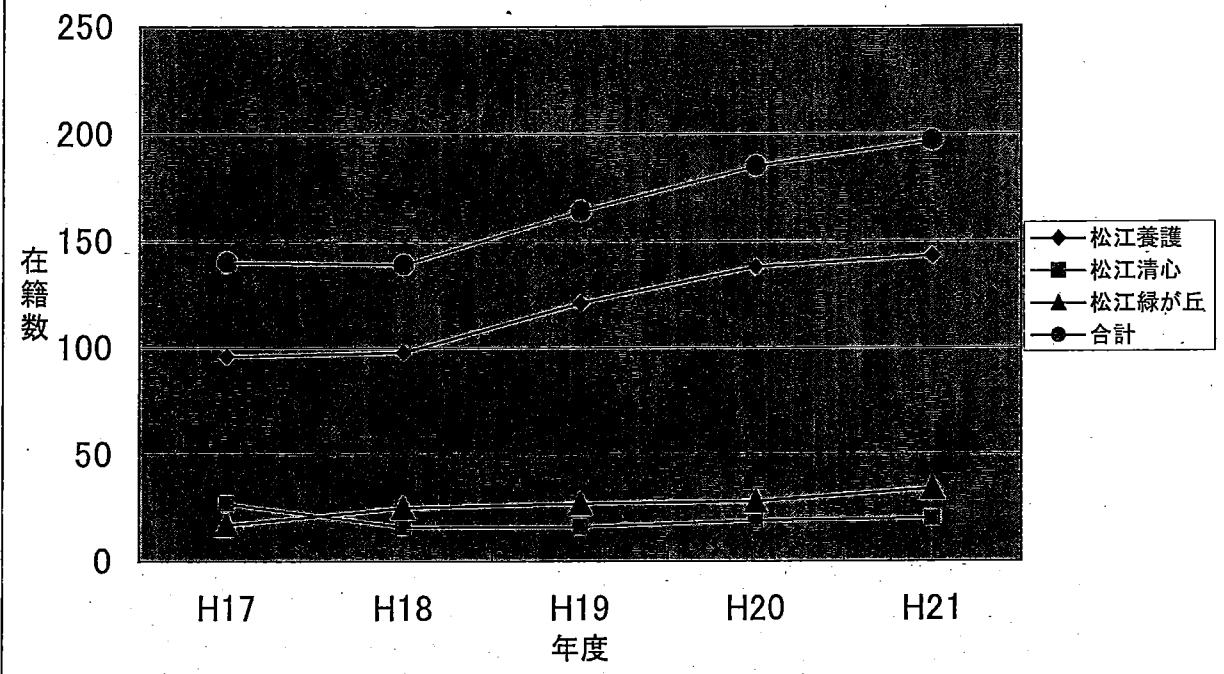
年度	17年	18年	19年	20年	21年
特別支援教育教育相談	125	220	287	358	306



資料10 松江市内県立特別支援学校高等部在籍生徒数の状況  
(H17年度～H21年度)

	H17	H18	H19	H20	H21
松江養護	96	98	121	138	143
松江清心	27	16	16	19	20
松江緑が丘	17	25	27	28	34
合計	140	139	164	185	197

松江市内特別支援学校高等部在籍生徒数の推移

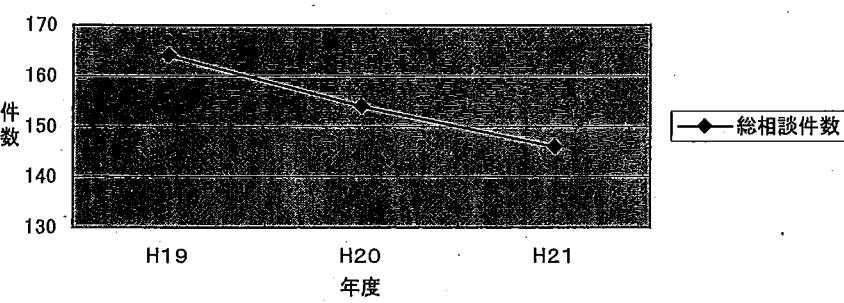


## 資料11 松江市保育・教育サポート事業の状況(H19~H21年度)

### (1) 総相談件数

(件数)

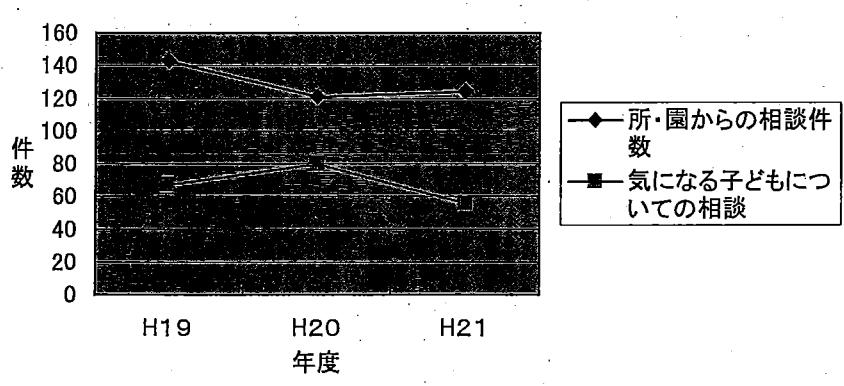
年度	H19	H20	H21
総相談件数	164	154	146



### (2) 気になる子どもについての相談件数

(件数)

年度	H19	H20	H21
所・園からの相談件数	143	121	124
気になる子どもについての相談	67	80	56



### (3) 気になる子どもについての相談の割合

(%)

年度	H19	H20	H21
気になる子どもについての相談	46.9	66.1	45.2

